



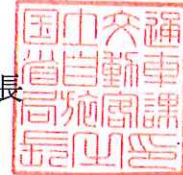
国自安第155号の2  
国自旅第229号の2  
国自整第239号の2  
平成27年11月9日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月5日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となったところで

す。  
運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において、提出される住民票の写しのうち、個人番号が記載されている住民票の写しの取扱いについて下記のとおり処理することとしましたので、本通達を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通達しましたので、了解願います。

記

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の6第2項、第48条の7第1項及び第48条の8の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。



## 別 紙

国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月5日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となったところである。

運行管理者資格者証の交付、訂正又は再交付の申請において、提出される住民票の写しのうち、個人番号が記載されている住民票の写しの取扱いについて下記のとおり処理することとし、本通達を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知願されたい。

なお、本改正については、別紙のとおり関係団体あて通知したので、申し添える。

### 記

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の6第2項、第48条の7第1項及び第48条の8の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、個人番号が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

旧

国自総第446号  
 国自旅第161号  
 国自整第149号  
 平成14年1月30日  
 国自総第120号  
 国自旅第46号  
 国自整第47号  
 平成14年6月28日  
 国自総第286号  
 国自旅第132号  
 国自整第114号  
 平成14年10月1日  
 国自総第540号  
 国自旅第243号  
 国自整第226号  
 平成15年3月31日  
 国自総第553号  
 国自旅第263号  
 国自整第186号  
 平成16年3月29日  
 国自総第392号  
 国自旅第185号  
 国自整第83号  
 平成17年12月5日  
 国自総第329号  
 国自旅第187号  
 国自整第95号  
 平成18年9月29日  
 国自総第587号  
 国自旅第328号  
 国自整第179号  
 国自総第587号  
 国自旅第328号  
 国自整第179号  
 平成19年3月30日  
 国自安第29号  
 国自旅第82号  
 国自整第42号

国自総第446号  
 国自旅第161号  
 国自整第149号  
 平成14年1月30日  
 国自総第120号  
 国自旅第46号  
 国自整第47号  
 平成14年6月28日  
 国自総第286号  
 国自旅第132号  
 国自整第114号  
 平成14年10月1日  
 国自総第540号  
 国自旅第243号  
 国自整第226号  
 平成15年3月31日  
 国自総第553号  
 国自旅第263号  
 国自整第186号  
 平成16年3月29日  
 国自総第392号  
 国自旅第185号  
 国自整第83号  
 平成17年12月5日  
 国自総第329号  
 国自旅第187号  
 国自整第95号  
 平成18年9月29日  
 国自総第587号  
 国自旅第328号  
 国自整第179号  
 国自総第587号  
 国自旅第328号  
 国自整第179号  
 平成19年3月30日  
 国自安第29号  
 国自旅第82号  
 国自整第42号

新

平成20年 6月 11日  
一部改正 国自安第 154号  
国自旅第 120号  
国自整第 47号  
平成20年 9月 28日  
一部改正 国自安第 117号  
国自旅第 194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月 20日  
一部改正 国自安第 68号  
国自旅第 6号  
国自整第 6号  
平成22年 4月 28日  
一部改正 国自安第 170号  
国自旅第 246号  
国自整第 145号  
平成23年 3月 31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第 169号  
国自整第 147号  
平成24年 4月 16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第 206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月 29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第 223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月 18日  
一部改正 国自安第 105号  
国自旅第 331号  
国自整第 158号  
平成24年 11月 22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月 15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号

平成20年 6月 11日  
一部改正 国自安第 154号  
国自旅第 120号  
国自整第 47号  
平成20年 9月 28日  
一部改正 国自安第 117号  
国自旅第 194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月 20日  
一部改正 国自安第 68号  
国自旅第 6号  
国自整第 6号  
平成22年 4月 28日  
一部改正 国自安第 170号  
国自旅第 246号  
国自整第 145号  
平成23年 3月 31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第 169号  
国自整第 147号  
平成24年 4月 16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第 206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月 29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第 223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月 18日  
一部改正 国自安第 105号  
国自旅第 331号  
国自整第 158号  
平成24年 11月 22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月 15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号

平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号  
国自整第148号  
平成25年 8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年 12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年 3月31日

最終改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年 11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部 長 殿  
沖縄総合事務局運輸安全部 長 殿

自動車局安全政策課 長  
自動車局旅客課 長  
自動車局整備課 長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第48条の5 (略)

第48条の6 資格者証の様式及び交付

(1) ～ (3) (略)

(4) 第2項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年

平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号  
国自整第148号  
平成25年 8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年 12月16日  
最終改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年 3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部 長 殿  
沖縄総合事務局運輸安全部 長 殿

自動車局安全政策課 長  
自動車局旅客課 長  
自動車局整備課 長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第48条の5 (略)

第48条の6 資格者証の様式及び交付

(1) ～ (3) (略)

法律第27号)第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

- (5) 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し又は自動車運転免許証等公的な機関が発行したものの写しで、申請者の氏名及び生年月日が証明できるものをいう。
- (6) 第2項第2号の「前条第1項各号のいずれかに該当することとを証する書類」は、原則として次に掲げるものとする。
- ① ～ ④ (略)

#### 第48条の7 資格者証の訂正

(1) 資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

(2) 第1項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

#### 第48条の8 資格者証の再交付

(1) 資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日及び理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

(2) 「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

#### 第48条の9 ～ 第68条(略)

(4) 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し又は自動車運転免許証等公的な機関が発行したものの写しで、申請者の氏名及び生年月日が証明できるものをいう。

(5) 第2項第2号の「前条第1項各号のいずれかに該当することとを証する書類」は、原則として次に掲げるものとする。

① ～ ④ (略)

#### 第48条の7 資格者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

#### 第48条の8 資格者証の再交付

資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日及び理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

#### 第48条の9 ～ 第68条(略)